

## ○大和市社会福祉審議会規則

昭和53年3月31日規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、大和市附属機関の設置に関する条例（昭和33年大和町条例第9号）により設置された大和市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 社会福祉に関する事項につき、市長の諮問に応じて審議し、その結果を報告すること。
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者が管理する公の施設のうち、あんしん福祉部の所管に係る公の施設の管理について、市長に対し意見を述べること。
- (3) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第55条の2第1項に規定する社会福祉充実計画について、社会福祉法人の求めに応じて同条第6項に規定する意見を述べること。

(委員)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市議会の議員
- (2) 地域福祉団体の代表者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 学識経験を有する者
- (5) 保健医療、福祉施設等を代表する者
- (6) 市長が行う公募に応じた市民
- (7) その他市長が必要と認めた者

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会長は会議の議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見等の聴取)

第7条 審議会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(専門委員会)

第8条 審議会は、特に専門的知識を要する事項を審議するために、専門委員会を置くことがで

きる。

- 2 専門委員会の委員は、第3条各号に掲げる委員のうちから会長が指名する。
- 3 専門委員会に委員長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。
- 4 委員長は、専門委員会の事務を総理する。
- 5 審議会は、その定めるところにより、専門委員会の決議をもって審議会の決議とすることができる。ただし、専門委員会は、その決議について審議会に報告しなければならない。
- 6 第4条第3項及び前2条の規定は、専門委員会について準用する。この場合において、これらの規定中「審議会」とあるのは「専門委員会」と、「会長」とあるのは「委員長」と読み替えるものとする。

(守秘義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、福祉政策主管課において処理する。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会にはかって定める。